

第 5 回 芸備線再構築協議会幹事会 (議事に対する意見)

議事(1) 幹事会規約別表の変更

- ・ 全ての幹事が承認
- ・ 議事に対する意見なし

議事(2) 令和7年度実証事業（実証事業A）の実施

- ・全ての幹事が承認
- ・岡山県、広島県、新見市、庄原市、JR西日本、呉高専神田教授から意見あり（以下全文）

【岡山県意見】

- ・実証事業Aの実施にあたっては、構成員の意見を最大限反映させた内容とするとともに、実効性のある事業となるよう、受託者と構成員間の調整を丁寧に行うこと。
- ・事業内容や自治体負担額については、岡山側・広島側双方にとって、合理的なものとなるよう留意すること。

【広島県意見】（条件付きで承認する）

- ・実証事業Aは、住民の理解と納得を得ながら進めることが重要であり、取組の周知から定着に一定の時間を要することや、春夏秋冬の移動需要の変化を踏まえる必要があるが、ダイヤの増便は、事業の目的である芸備線の可能性を最大限追求するためのベースとなるものである。
- ・このため、次のことを条件に承認する。
ダイヤの増便が1年間実施されるよう仕様書に明記すること。諸般の状況により、現時点で、今年度その実施が困難な場合には、引き続き、実現するよう調整を行うこと。
- ・なお、その結果、ダイヤの増便を土台とした1年間の実証期間が確保できない場合には、改めて、実質的に1年間の取組がなされるよう調整を行うこと。

【新見市意見】

- ・事業については、構成員と地域住民等の意見が十分反映できるよう、受託者と構成員間で調整を行う場を確保しながら実施すること。
- ・実施にあたっては、沿線住民だけでなく、鉄道ネットワーク圏域の多くの住民が利用するよう、国やJRも広報やプロモーションに積極的に協力すること。

【庄原市意見】

- ・実証事業の実施にあたっては、市民や来訪者等の芸備線利用への行動変容を促すなかで適正な事業実施とその効果を検証する必要があるため、実証期間及び列車の増便・ダイヤ変更の期間を少なくとも1年間確保すること。
- ・協議会として、実証事業は地域の関係団体・事業者の意向を十分に反映しながら実施すること。特に、二次交通との連携強化や列車による観光コンテンツの形成は、地域の関係団体・事業者との密接な連携のもとで実施する必要があることから、十分な協議・調整のもと、受託事業者が伴走しながら事業を実施すること。
- ・実証事業Aの趣旨に基づき実証期間内においては適宜、事業内容の見直しを図り、芸備線の可能性を最大限引き出すこと。

【JR西日本意見】

- ・令和7年度実証事業（実証事業A）については、第3回協議会での調査事業Aで示された、データとファクトに基づく仮説に基づき、その検証のために必要な実証をするものと認識しております。
- ・列車増便については、当社も最大限に協力したいと考えております。効果的な実証事業とするためにも、地域での取組みや、二次交通の整備など、自治体側構成員での具体案の検討をお願いします。
- ・弊社のリソースに制約がある中ではありますが、リソースを最大限工面することにより、令和7年7月下旬から11月下旬まで、列車増便を行いたいと考えております。また、夕刻以降については、ダイヤ変更による運行も検討しております。
- ・効果的な実証事業のためにも、適宜検証を行い、実効性のある取り組みに改善していくことが必要であると考えております。

【呉工業高等専門学校 神田佑亮教授 意見】

- ・前回の協議会でも申し上げたが、実証実験を実施する（事業を捌く）ことに精一杯となってしまうまいよう、検証すべき仮説と実施する事業、評価する内容のつながりを常に意識して実行をお願いしたい。

議事(3) 令和7年度調査事業（より専門的な分析等）の実施

- ・ 全ての幹事が承認
- ・ 岡山県、新見市、J R西日本から意見あり（以下全文）

【岡山県意見】

- ・ より専門的な分析等の実施にあたっては、構成員の意見を最大限反映させた内容とするとともに、実効性のある事業となるよう、受託者と構成員間の調整を丁寧に行うこと。
- ・ 事業内容や自治体負担額については、岡山側・広島側双方にとって、合理的なものとなるよう留意すること。

【新見市意見】

- ・ 事業内容については、調査事業Aの分析結果や実証事業Aの実施状況を検証し、構成員の意見を反映させたものとする。

【J R西日本意見】

- ・ 令和7年度調査事業（より専門的な分析等）では、より利便性、持続可能性の高い地域公共交通を検討するため、今後の議論に向けた総合的な分析の実施が必要であると考えております。また、まちづくりや観光と連動した観点での地域社会や公共交通の持続可能性は、欠かせない視点であると認識しております。
- ・ 本調査では、費用対効果の面で、地域経済効果をより効率的に創出する交通手段として、鉄道以外の他のモードも含めた選択肢の比較検討を行い、議論する必要があると考えております。
- ・ 本調査結果を踏まえ、比較検討を行い、令和8年度初から開始される実証事業B、調査事業（再構築方針作成に関する調査事業）にスムーズに繋げることが重要であると考えております。

議事(4) 令和6年度芸備線再構築協議会決算
令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更

- ・承認を要しない議事
- ・議事に対する意見なし

議事(5) 芸備線再構築協議会全体スケジュール

- ・承認を要しない議事
- ・岡山県、広島県、新見市、庄原市、J R西日本から意見あり（以下全文）

【岡山県意見】

- ・今後の事業実施や再構築方針案の協議にあたっては、スケジュールありきとならないよう、構成員間の議論を踏まえながら丁寧に進めること。
- ・令和8年度事業は、予算措置を伴うことから、各自治体の議会の議決に基づき実施が決まるものであることに留意すること。
- ・実証事業Bの実施にあたっては、芸備線の可能性を最大限迫及する実証事業Aの実施状況等を十分踏まえるとともに、各構成員間の調整を図った上で実施に向けた検討を行うこと。

【広島県意見】

- ・「全国的な鉄道ネットワークのあり方」の整理が資料上、明記されていないが、この「全国的な鉄道ネットワークのあり方」の整理は、芸備線再構築協議会の議論の前提となるものであるため、実証事業Bに入るまでに整理すること。
- ・今回、事務局案として提示されたスケジュール案については、各構成員に対して、令和7年1月に示されたスケジュールからの変更理由などが明らかにされていないが、スケジュールの変更にあたっては、すべての構成員の理解と同意を得た上で見直しを行うこと。
- ・実証事業Aの開始時期が遅れている状況にある中、実証事業Aと実証事業Bを並行して進める案が示されているが、地元の理解を得ながら、一つ一つ丁寧に取組の状況やその結果などを整理しつつ進めることが重要であるため、実証事業Aを経て、実証事業Bに着手することが必要と考える。また、実証事業の取組や手続をスケジュールありきで進めることがないよう留意すること。

【新見市意見】

- ・今後の事業実施や再構築協議会の協議にあたっては、関係者の理解が得られるよう、各構成員と情報共有を図りながら丁寧に進めること。

- ・実証事業Bの実施にあたっては、実証事業Aの実施結果を十分踏まえるとともに、内容・時期ともに構成員間の調整を図りながら検討を進めること。
- ・再構築方針案については、実証事業A、実証事業Bの検証を十分行った後に、協議を始めること。

【庄原市意見】

- ・今回、追加議事として示された「芸備線再構築協議会 全体スケジュール案」については、構成員間における十分な議論や合意形成を経ていないにもかかわらず、事務局の判断で追加議事として提案・公表されたことは、真摯な議論に臨もうとする本市にとっては、誠に遺憾に思うところである。
- ・具体的には、芸備線の可能性を最大限追求する実証事業Aの実施期間中に、最適な交通モードのあり方を検討する実証事業Bや再構築方針案の協議を同時並行的に進めることは、実証事業Aと実証事業Bの検証結果を比較検討するという共通認識から逸脱しかねないと感じ止めており、受け入れ難い。本市としては、実証事業Aと実証事業Bの実施・検証を終え、両検証結果を比較検討することが、再構築方針案の協議を進めるうえで、必要なプロセスと考える。
- ・本追加議事は事務局である中国運輸局の考える想定スケジュール案として提示されたものであり、具体的な取組時期については、今後構成員において十分な議論を重ね、合意形成が図られるべきである。
- ・今後、構成員間で合意形成を図る全体スケジュールをはじめとする協議事項については、地域交通法の基本方針に規定され、第1回協議会において確認された「3年を目安として再構築方針を作成することとするが、真摯な協議が継続している限りは、3年を超えても協議を打ち切ることはない。」との考えのもと、必要な手順や議論を軽んじることはないよう留意いただきたい。

【JR西日本意見】

- ・「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」）」では、地域公共交通としての利便性と持続可能性を早急に改善する観点から、協議開始後三年以内を一つの目安とする合理的な期間内に再構築方針を作成するものとされており、その策定に向け、各構成員とともに最大限努力してまいります。

- ・今回、基本方針に則り、協議開始後三年以内での再構築方針策定に向けたスケジュールが提示されたものと認識しております。なお、基本方針に定めているとおり、真摯な協議が行われている場合にあつては、内容・時期の変更の可能性があるものと認識しております。
- ・協議開始後三年以内での再構築方針策定を見据えた場合、スケジュールに記載の通り、令和8年度初から再構築方針案の協議を開始する必要があります。再構築方針案の協議に必要な事業が切れ目なく実施できるよう、当社としても迅速に予算化等を行ってまいります。各構成員におかれましても、必要な予算手続き等が行えるよう、本スケジュールに沿って協議を進めていただけるようお願いいたします。
- ・以上を踏まえ、実証事業A及び新調査事業（より専門的な分析等に関する調査事業）は、速やかに着手することが必要であると考えております。